加熱開始後百五分を超え百二十分以下の時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	二百十四万円
加熱開始後百二十分を超え百五十分以下の時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	二百十九万円
加熱開始後百五十分を超え百八十分以下の時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	二百二十四万円
令第百十二条第一項の認定に係る評価	
非耐力壁について加熱開始後一時間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	百七十四万円
耐力壁について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	百九十四万円
柱について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであることを確かめる場合	二百九十万円
床又ははりについて加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	二百二十七万円
軒裏について加熱開始後一時間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることを確かめる場合	百七十四万円
令第百十二条第二項の認定に係る評価	
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十四万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	五十四万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	七十三万円
令第百十二条第三項の認定に係る評価	

令第百十二条第一項の認定に係る評価	
非耐力壁について加熱開始後一時間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	百十六万円
耐力壁について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	百四十九万円
柱について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであることを確かめる場合	百四十五万円
床又ははりについて加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	百五十一万円
軒裏について加熱開始後一時間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることを確かめる場合	百十六万円
令第百十二条第二項の認定に係る評価	
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	二十六万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	四十一万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	五十六万円
令第百十二条第三項の認定に係る評価	